

2 医務関係

(1) 医療関係施設の現況

平成22年度末現在で、管内の医療施設のうち、病院は19施設(4,495床)、診療所は746施設(248床)である。診療所の内訳としては、一般診療所が398施設(有床26施設・無床372施設)、歯科診療所が348施設である。

また、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所は、358施設で、そのうち、254施設である。柔道整復師法に基づく施術所は、273施設で、柔道整復師法に基づく施術所は、193施設である。

表2－(1) 医療関係施設・病床数

平成23年3月31日現在

区分	年	施設数														病床数								
		病院			一般診療所		歯科診療所		助産所		施術所				歯科技術工所	病院				診療所				
区分	年	地域医療支援	一般	精神	有	無	有	無	有	無	あん摩	マッサージ・指圧	はり	きゅう	柔道整復	柔道整復	計	一般	養	結核	精神	感染	一般	療養
区分	年	計	地域医療支援	一般	精神	床	床	床	床	床	あん摩	マッサージ・指圧	はり	きゅう	柔道整復	柔道整復	計	一般	養	結核	精神	感染	一般	療養
管内	20	19	-	17	2	28	368	-	352	-	10	240	250	242	168	74	4,645	3,152	384	88	1,017	4	246	11
	21	19	-	17	2	27	366	-	345	-	9	245	263	256	179	73	4,495	3,152	384	88	867	4	244	11
	22	19	-	17	2	26	372	-	348	-	9	254	281	273	193	73	4,495	3,152	384	88	867	4	237	11
市川市	20	15	-	13	2	20	281	-	266	-	7	194	205	200	136	62	3,516	2,056	355	88	1,017	-	181	11
	21	15	-	13	2	19	280	-	258	-	6	196	214	209	144	60	3,366	2,056	355	88	867	-	179	11
	22	15	-	13	2	18	282	-	259	-	7	202	225	219	151	60	3,366	2,056	355	88	867	-	166	11
浦安市	20	4	-	4	-	8	87	-	86	-	3	46	45	42	32	12	1,129	1,096	29	-	-	4	65	-
	21	4	-	4	-	8	86	-	87	-	3	49	49	47	35	13	1,129	1,096	29	-	-	4	65	-
	22	4	-	4	-	8	90	-	89	-	2	52	56	54	42	13	1,129	1,096	29	-	-	4	71	-

1. 施術所数は、業務の種別ごとに計上

2. 病床数は、使用許可済数を計上

(2) 主な医療従事者の状況

表2- (2) 管内における医療従事者の状況

保 健 医療圏名		医 師 〔人 口〕 10万対	歯科医師 〔人 口〕 10万対	薬 剤 師 〔人 口〕 10万対	保 健 師 〔人 口〕 10万対	助 産 師 〔人 口〕 10万対	看 護 師 〔人 口〕 10万対	准看護師 〔人 口〕 10万対
平成20年度	管 内	1,034 (162.0)	472 (73.9)	1,074 (168.3)	135 (21.1)	103 (16.1)	2,706 (424.1)	622 (97.4)
	千葉県	10,228 (167.1)	4,930 (80.5)	12,227 (199.7)	1,743 (28.3)	992 (16.1)	29,373 (477.3)	11,740 (190.8)
	全 国	286,699 (224.5)	99,426 (77.9)	267,751 (209.7)	43,446 (34.0)	27,789 (21.8)	877,182 (687.0)	375,042 (293.7)
平成18年度	管 内	926 (148.1)	403 (64.4)	990 (158.3)	114 (18.2)	105 (16.8)	2,460 (393.4)	601 (96.1)
	千葉県	9,662 (159.1)	4,695 (77.3)	11,190 (184.2)	1,606 (26.4)	1,007 (16.6)	26,656 (438.9)	11,894 (195.8)
	全 国	277,927 (217.5)	97,198 (76.1)	252,533 (197.6)	40,191 (31.5)	25,775 (20.2)	811,972 (635.5)	382,149 (299.1)
平成16年度	管 内	845 (137.2)	383 (62.2)	672 (109.1)	103 (16.7)	125 (15.6)	2,180 (469.1)	568 (122.1)
	千葉県	8,818 (146.0)	4,324 (71.6)	7,329 (121.4)	1,513 (25.1)	965 (16.0)	24,842 (411.2)	11,907 (197.2)
	全 国	256,668 (201.0)	92,696 (72.6)	241,369 (189.0)	39,195 (30.7)	25,257 (19.8)	760,221 (595.4)	385,960 (302.3)

(注) 医師・歯科医師・薬剤師は県統計年報・国民衛生の動向（調査は隔年12月31日現在）による。

保健師・助産師・看護師・准看護師は「千葉県における看護の現況 平成20年度版」

（千葉県医療整備課）による。

(3) 医療機関への立入検査

医療法第25条第1項の規定に基づき医療機関への立入検査を計画的に実施している。

立入検査は、病院・診療所などが医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査するもので、医療機関を科学的かつ適正な医療を提供する場にふさわしいものとすることを目的として、千葉県医療機関立入検査実施要綱により実施した。

市川市・浦安市内の19病院に対し、医療監視員で構成する立入検査班を編成して19日間をかけ、医務、薬務、看護、栄養、放射線、食品、環境、検査関係等の各分野にわたる立入検査を実施した。

立入検査の結果、不適合事項となった事項を通知し改善状況について報告を受けた。

また、改善が望ましい内容は、指導事項として病院に通知した。

入院設備のある有床の診療所に対しては、6か所の立入検査を実施し、適宜指導した。

(4) 各種免許の取扱い状況

平成 22 年度の医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の各種免許証の交付申請、書換交付申請等の受理件数は 1,221 件であった。

表 2- (4) 各種免許取扱い件数の推移

免許種類	取扱件数	件 数		
		20 年 度	21 年 度	22 年 度
厚生労働大臣	医 師	66	75	67
	歯 科 医 師	22	30	38
	薬 剤 師	111	117	70
	保 健 師	77	89	139
	助 産 師	15	15	27
	看 護 師	369	417	397
	理 学 療 法 士	39	36	54
	作 業 療 法 士	19	24	19
	臨 床 検 査 技 師	46	25	28
	診 療 放 射 線 技 師	7	15	13
	衛 生 検 査 技 師	7	4	32
	視 能 訓 練 士	11	5	9
知事	歯 科 技 工 士	10	7	6
	管 理 栄 養 士	53	55	86
	准 看 護 師	56	65	51
	栄 養 士	122	108	116
	医 薬 品 登 錄 販 売 者	160	137	69
総 数		1,190	1,224	1,221